

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 自衛隊法の規定に基づく審査請求手続について、審査請求人の署名押印を不要とすること。（第六十五

条の二関係）

二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）